（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4　第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号ロ中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～十一　略］

十二　自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項

2　［略］

3　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

5　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条　前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう。以下同じ」とあるのは「をいう」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ヘ中「をいう。第六条第三項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～十一　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

3　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［一～八　同上］